



「こども医療」「ひとり親家庭等医療」をフカボリ!

Q1 「こども医療」や「ひとり親家庭等医療」ってなに?

A 対象者が保険医療機関等に支払う医療費の一部を支給する事業です。

	対 象
こども医療	・18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
ひとり親家庭等医療	・18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ・上記の者の父 または 母

Q2 「受給資格証」や「受給者証」ってなに?

A こども医療やひとり親家庭等医療の支給対象者である証です。

対象者が埼玉県内の保健医療機関等に受診した際に、この証を提示すると、現物給付（窓口での支払いがなくなること）となります。

Q3 窓口での支払いが必要なこともあるの?

A 必要な場合もあります。

窓口での支払いが必要な場合
1 現物給付へ移行できていない保健医療機関等
2 埼玉県外の保険医療機関等
3 一つの保険医療機関等で、一月内の医療費合計が21,000円以上になった
4 柔道整復等（接骨院など）

Q4 手続きは、どんな時に必要なの?

A 受給資格者（保護者等）や対象者の状況により手続きが必要となります。

手続きの種別	詳 細
変更	・氏名、保険証、振込先口座の変更があった ・転居（皆野町内での住所異動）した
喪失	・転出（皆野町外への住所異動）した ・死亡した ・結婚、離婚した ・異性と同居している
医療費 の申請	・「Q3」の「1」～「3」のケースの場合 ※「Q3」の「3」の場合は、別途手続きが必要です。

Q5 医療費の申請は、どうやるの？

A 皆野町健康こども課（⑤番窓口）にて申請ができます。

町の申請に必要なもの
<input type="checkbox"/> 受給資格証 または 受給者証
<input type="checkbox"/> 保険証（受診した方のもの）
<input type="checkbox"/> 領収書

※「Q3」の「3」の場合は、「Q6」をご覧ください。

※「Q3」の「4」の場合は、院等から直接請求することとなっています。

受診後、町から支払いが確認できない状況が続く場合は、院等が町への請求をしていない可能性がありますので、下記担当へご連絡ください。

Q6 「Q3」の「3」の申請は、どうやるの？

A 「Q3」の「3」の場合、高額療養費が発生する可能性があるため、対象者が加入している健康保険組合等（保険者）に必ず確認を行ってください。

町の申請は、高額療養費の確認結果の書類等が届いた後に申請を行ってください。

町の申請に必要なもの
<input type="checkbox"/> 受給資格証 または 受給者証
<input type="checkbox"/> 保険証（受診した方のもの）
<input type="checkbox"/> 領収書の写し（ <u>保険者に照会する前に必ず写しをとっておいてください</u> ）
<input type="checkbox"/> 高額療養費の有無が分かる書類等（「限度額認定証」の提示で省略可能）

Q7 治療用装具の申請は、どうやるの？

A 「Q6」と同様に、高額療養費の確認結果の書類等が届いた後に申請を行ってください。

町の申請に必要なもの
<input type="checkbox"/> 受給資格証 または 受給者証
<input type="checkbox"/> 保険証（受診した方のもの）
<input type="checkbox"/> 領収書の写し（ <u>保険者に照会する前に必ず写しをとっておいてください</u> ）
<input type="checkbox"/> 保険医療機関等（医師）の診断書のコピー
<input type="checkbox"/> 高額療養費の有無が分かる書類等



【発行元・担当】皆野町 健康こども課 子育て支援担当
TEL 0494-62-1288